

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11、議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。

議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改定について提案説明を申し上げます。

道路法第39条において、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができる  
とされております。

町の占用料の額は、国が指定区間内の国道において規定している固定資産評価額、及び  
占用物件の種類、所在地区分等を勘案して算定された単価を準用し設定しております。  
今年1月、国において道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、道  
路占用条例の見直しを行うものであります。

今回の主な改定内容は、道路占用料の額の算定基礎となる地価水準（平成27年度固定資  
産税評価額）、また地価賃料等の変動による単価改正、また占用面積や長さの計算時の  
端数処理の精密化等についてであります。

それでは、改正内容について新旧対象表によりご説明いたします。

6ページをお開きください。

第2条第1項ただし書中「100円に満たないものは100円と」の次に「し、確定金額に1円  
未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと」を加えるものでございま  
す。

また、別表第1において占用料の改定額を表示いたしております。

ご覧いただきたいと思っております。

戻りまして5ページを、お開きをいただきます。

附則として「この条例は、平成29年4月1日より施行する。」と規定するものでございま  
す。

以上簡単ではございますが、議案第10号、多度津町道路占用条例の一部改正について、  
よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。